

平成18年 1 月 1 日 告示第34号

○南相馬市在宅重度障がい者対策事業実施要綱

平成18年 1 月 1 日 告示第34号

改正

平成19年 2 月22日 告示第11号

平成20年 2 月19日 告示第 6 号

平成25年 3 月27日 告示第16号

平成27年12月25日 告示第170号

南相馬市在宅重度障がい者対策事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、在宅重度障がい者に対し、この告示の定めるところにより、治療材料等の給付を行うことにより、在宅重度障がい者の福祉の増進を図るものとする。

(定義)

第 2 条 この告示で「在宅重度障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、同手帳に記載されている障がいの級別が1級若しくは2級の者又はこれらと同程度の障がいを有する者であって、次の全てに該当するものをいう。

（1） 在宅の65歳未満の者であること。

（2） 障がいが下肢の障がい、体幹の障がい又はこれらに準ずるものであること。

（3） 知覚障がい、膀胱（ぼうこう）障がい、直腸障がい、その他運動機能障がい等を有する者で、現に褥瘡（じょくそう）、尿路感染症、膀胱炎、排せつ障がい等の顕著な症状を有し、又は予防のため日常生活において医療的処置を必要とするものであること。

（4） 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所に入院していない者

（5） 厚生労働大臣の指定する独立行政法人国立病院機構の医療機関に入院又は入所委託されていない者

（6） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でない者

（7） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づく被支援者で、同条第2項第3号の給付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、在宅の障がい者であって内部障がいによる人工肛（こう）門

又は人工膀胱を造設している者（同項第4号から第7号までに掲げる者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年9月29日厚生労働省告示第529号）に掲げるストーマ装具の交付を受けられない者を含む。）は、同項に規定する在宅重度障がい者とみなす。

（給付）

第3条 市長は、市内に住所を有する在宅重度障がい者に対し、治療材料等を給付するものとする。ただし、治療材料等の品目及び限度額は、福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱（平成17年10月1日施行）によるものとする。

（受給者証の交付申請）

第4条 前条に規定する給付（以下「給付」という。）を受けようとする者は、あらかじめ在宅重度障がい者対策事業受給者証交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が特に認めたときは、本人に代ってその保護者が申請できるものとする。

（受給者証の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請書が提出された場合は必要な調査を行い、給付を受けることができる者と認定したときは、申請者に在宅重度障がい者対策事業受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 前項の受給者証の交付日は、申請者が交付申請をした日の属する月の翌月の初日（交付申請をした日が月の初日であるときは、その日）とする。

（受給者証の確認）

第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎年1回市長の定める期間内に受給者証を市長に提出して、引き続き受給者であることの確認を受けなければならない。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、在宅重度障がい者対策事業受給者証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請があった場合については、第5条の規定を準用する。

（変更の届出）

第8条 受給者は、次に掲げる場合は、速やかに在宅重度障がい者対策事業受給者証変更届

書（様式第4号）に受給者証を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

（1）氏名を変更したとき。

（2）市内で住所を変更したとき。

（受給者証の返還）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに在宅重度障がい者対策事業受給者証返還届書（様式第5号）に受給者証を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

（1）第2条に規定する在宅重度障がい者でなくなったとき。

（2）市内に住所を有しなくなったとき。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が速やかに前項の手続をとらなければならない。

（給付券の発行）

第10条 市長は、受給者に対し、在宅重度障がい者対策事業給付券（様式第6号。以下「給付券」という。）を発行する。

2 受給者は、給付券により市長の認める物品を市内に出店している2つ以上の薬局等をもって組織する薬業協同組合（以下「組合」という。）加盟の薬局等から給付を受けるものとする。

（支払）

第11条 組合は、受給者に対し、この告示の定めるところにより給付をしたときは、市長に対し、市長の定める様式に給付券を添えて、その代金を請求するものとする。

2 市長は、前項による請求書の提出があったときは、物品の受領その他の内容を確認の上、支払を行うものとする。

（調査）

第12条 市長は、必要と認めるときは、当該職員をして在宅重度障がい者の家庭の状況について調査させることができるものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第13条 在宅重度障がい者対策事業の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（不正行為による給付の返還）

第14条 市長は、在宅重度障がい者が偽りその他不正行為によって給付を受けたときは、そ

の者から当該給付を受けた治療材料に相当する金額の全部又は一部を速やかに返還させるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、在宅重度障がい者対策事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小高在宅重度障害者対策事業実施要綱（昭和51年小高町訓令第1号）、鹿島町在宅重度障害者治療材料等給付条例（昭和61年鹿島町条例第2号）、又は原町市在宅重度障害者対策事業実施要綱（昭和57年原町市訓令第6号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第6号）

(施行期日)

- 1 この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に購入した治療材料等の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日告示第16号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第170号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市在宅重度障がい者対策事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の南相馬市在宅重度

障がい者対策事業実施要綱の様式によるものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 10 条関係）